

平成 28 年 (ワ) 第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 平成 29 年 (ワ) 第 32358 号

損害賠償請求事件

原 告 部落解放同盟 外 247 名

被 告 ら 示現舎合同会社 外 2 名

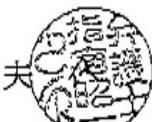
2017年12月25日

準備書面 6

東京地方裁判所民事 13 部 御中

原告ら代理人弁護士

河 村 健 夫



同

山 本 志 都



同

指 宿 昭 一



同

中 井 雅 人



原告らは本準備書面で、従前の主張に対する補足を行う。

第 1 ネット社会における差別の特質

1 インターネット上での差別事件

(1) インターネットの特質

総務省の『情報通信白書』(2016年)によれば、中学生から40歳代までの年代層のインターネット利用率は、ほぼ100%、50歳代でも9割を超えており、インターネットは人びとの生活には欠かせないものにな

った。

しかし、雑誌や単行本は著者と編集者・出版社の存在があり、表現や内容についてチェックを受ける機会があるが、ネットのサイトにはそのような安全装置が存在しない。匿名の不特定多数が書き込む情報は、時に無責任で虚偽の情報を含むものとなる。

現在、インターネット上には、被告らが発信しているものを筆頭として、部落に対するデマや偏見、差別的情報が圧倒的な量で発信され、氾濫している。そして、差別について知識がなく、また、部落差別という行為に親和的な人ほど、こうした偏見を内面化し、差別的情報を拡散する傾向があるといえる。

そして、ネット上での差別がそのままの状態になっていることによって、現実社会での差別もまたエスカレートするという関係がある。現実社会ではこれまで排除され、許されないとされてきた差別行為が、ネット上では無規制であることから、差別に対するハードルが下がってきてている。そのことが、ヘイトスピーチのような公然とした差別扇動に結びついているという指摘がなされている。

部落差別解消法では、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」とし、本件を念頭において、ネット上の差別の深刻化を指摘していることも、これまで主張してきたとおりである。

(2) 具体的な事例

インターネット上の差別的な書き込みや、部落地名に関する問い合わせなど、本件以外にも、インターネット上の部落差別事象は多い。

検索サイトとして有名なものに「Yahoo！知恵袋」の質問サイト（利用者が掲げた質問に対して、他の利用者が回答を寄せるという仕組みで運営されているインターネット上のサイト）がある。「同和」という検索ワードで、

同サイトの質問上位を検索して分析した調査結果によれば（公益財団法人反差別・人権研究所みえの2013年調査）、1000件中3分の1が「偏見に基づく差別的な質問」であり（333件）、次が「知識を問う質問」（31%）、残りが、具体的な身元調査（70件）や結婚差別（25件）、土地差別（25件）などの深刻な相談だったということである。

これらの質問・相談に対し、無記名で多くの人が回答している。しかし、質問者自身に知識がないため、その回答が差別的なものであっても虚偽であっても、質問者にはそのことが判断できない。そこで、質問者がもっとも参考になった回答として評価を与える「ベストアンサー」の約7割が差別的回答であった。

また、2014年6月には、同サイト上の具体的な質問・回答に対して、原告部落解放同盟東京都連合会及び同品川支部が問題提起した。質問は、「肉屋で『それ四つください』などといいながら指で四を示したら、裏方に連行され暴行・殺害されるというのは本当でしょうか」というもので、それ自体が質問して知識を得ることを目的にするものではなく、差別的な意図を窺わせるものであった。この質問に対する「ベストアンサー」として選ばれたのが、「昔、被差別部落の人たちは犬狩りや屠殺など四本足の動物を殺す不浄な商売をしていました。そのために『四つ』とは暗に被差別部落の人たちを揶揄する言葉になっていたそうです。…その肉屋さんがこれに当てはまり、その発言をして侮辱ととられ、そういった被害に遭われたケースがあり、うわさに変わったのではないでしょうか」という内容であった。原告部落解放同盟東京都連合会及び同品川支部は、東京法務局と東京都人権部に削除要請を依頼したが、運営をするヤフーは当初、削除せずに放置し、最初の要請から2ヶ月半たってようやく削除の措置がとられた。

2 インターネット上の差別による特徴的な被害

上記のようなインターネット上の部落差別によって発生する被害には、他の態様による差別とは異なる点がいくつかあるので、以下、その点についてまとめて論じる。

(1) エゴサーチによって差別に直面する深刻さ

自分の名前や関連する事項を検索ワードとして、インターネット上の情報検索を行うことを「エゴサーチ」（「エゴサ」と略されるほど一般的に行われている）というが、インターネット上に自分の住所、出身地、本籍地の地名を入れて、自分が部落出身者（ないしは関係者）であることを知るという例が報告されている。また、「同和地区 wiki」の「解放同盟関係者人物一覧」に、自分の名前や親・親戚の名前が掲載されていることを、エゴサーチで知ったという例もある。

それまでは自分が部落にルーツがあることを知らなかつたのに、ネットを通じて、そのことを知るというケースが、今後、増加し、そのようなケースの当事者は子どもや若者が多くなるだろうことが予測される（実際に大学で部落差別について講演した際に、学生からそのような相談を受けたという報告がある）。

その時に、仲間がいる、同級生・同僚が部落出身である自分を受け止めてくれる、先生・上司も部落のことに知識がある、親と話ができるという状況なら、誰かに相談し、支援を受けることができるかもしれない。

しかし、2002年の同和対策法の期限切れ後、同和対策が急激に縮小する中、部落を否定的にとらえないための教育や差別を受けた人を孤独にしないための支援が欠如するようになっている。また、子どもや青年の集まる場所がなくなって、組織が機能しなくなり、地域での「仲間づくり」が困難になっている現状もある。部落から転出して暮らす、祖父母や父母が部落出身など部落にルーツはあるが部落外で生まれ育ったなど、他の部落出身者と交流を持たずにきた若者も多い。そのようないわば「孤立無援」、

無防備な状態の中で、突然、自分のルーツを知らされ、しかも、ネット上の部落差別的な表現に接することになる人たちに発生する精神的な苦痛は甚大である。

当事者が差別情報を閲覧することは、本人に対する直接の差別であり、攻撃もある。「自分の出自が明らかになれば、攻撃対象になるかもしれない」という現実的な恐怖感を当事者は抱くことになる。そのことで、自分のルーツや肯定的アイデンティティが否定され、社会への不安と緊張を強いられることは、きわめて深刻な問題となる。

(2) 差別の連鎖・再生産

ネットで「部落差別」や「同和問題」などの検索をした場合、差別的な投稿や動画や、虚偽情報を含むものが、検索上位に表示されることが多い。ネット上では、質が高く、正しいものと評価された情報が検索上位にくるわけではなく、たとえ、内容が差別的であり、あるいは虚偽情報を含んでいたとしても、アクセス数が多ければ上位に表示されるからである。

子どもや若者が「部落」「同和」などという言葉に接し、初めて知識を得ようとネットで検索する、あるいは、学生や行政職員や教員などが、必要があって、部落問題について学ぼうと思って検索すれば、最初に接することになるのが、これらの情報だ。

ある中学校では、人権教育の授業のなかで、ネット検索した情報を元に生徒から「暴力団の7～8割は部落出身者」との発表があり、先生が発言の内容を確認すると「ウィキペディアに書いてあった」と言われ、慌ててデマ情報であると指摘したケースも報告されている。上述したとおり、質問サイトの「ベストアンサー」の7割が差別的なものであったという例からも、差別についての教育を受けたことのない人たちが、ネット上の虚偽情報や差別的な表現に影響を受けて、たとえ無意識にせよ、差別の再生産を行つ

ていく危険性は高い。

(3) 全ての差別事象の出発点となる「身元調査」の横行

被告らの行動は、ネットで差別身元調査を容易にできるようにしてしまった。

これまで結婚差別や就職差別によって、多くの人の人生や時には命が奪われてきた。その中で、行政や学校をはじめ、企業や宗教者、原告解放同盟を始めとする多くの人権を課題とする団体や個人の取組みにより、「部落地名総鑑」のような一覧的に部落の地名と場所などをリストアップした書面や書籍の流通は行われないようになり、少なくともおおっぴらには差別身元調査を行うことは困難になってきた。

しかし、この運動の成果を、被告らは、インターネットへの記事掲載という方法で、徹底的に破壊した。

ネット上に情報が掲載されれば、部落の地名を調査したい人は、インターネットに接続して情報を検索するだけで、誰にも知られずに、いつでもどこでも、部落がどこにあるかを知ることができてしまう。

すでに、ネット上では、「どこが部落か」「部落出身者かどうか」を調べるために、ネット版「部落地名総鑑」が紹介・利用され、結婚相手の身元調査や、不動産取引における土地差別調査（同和地区か否かの調査）、行政等への同和地区問い合わせ事件も起き始めている。また、「同和地区 wiki」（「部落地名総鑑」）のコピーサイトが拡散しており、これらのサイトは、「部落」「同和」での検索上位に表示される。

かつては、興信所を利用したり、本人に何らかの情報提供を求めたりすることによって行われた身元調査が容易に可能になり、差別事象が潜在化し、広がっていくことが危惧される。

関西のある大学では、学生がネット上の「部落地名総鑑」「部落人名総鑑」

を利用して、自分や友人、恋人などが部落出身でないかを調べ、差別的なレポートを提出するという事例があった。ある中学校では、子どもたちが興味本位で地元の部落を調べ、学校で部落出身者暴きをするという事例も報告されており、部落差別に関する教育の必要性も十分に意識されなければならぬ。

3 差別する側の意識に注目すべき

かつて、部落出身者とは、賤民身分に一定の系譜的な連續性を有し、近世から賤民が住むとみなされていた地域である被差別部落に住み、「部落産業」と呼ばれる職業に従事する者、つまり、系譜的連續性、地域的要素、職業の3つの要素が一体となってイメージされてきた。典型的にいえば、父母ともに部落出身で、部落に居住し、いわゆる部落産業に従事しているというような人である。しかし、そのような3つの要素を一体的に持つような部落が減少し、部落内外の居住の移転が増え、部落内外での結婚が増えにくにつれ、境界は不明確になっていく。

大阪府が2010年に行った『平成22年度 人権問題に関する府民調査』では、「一般的に、世間ではどのようなことで同和地区出身者と判断していると思いますか（○はいくつでも）」という質問に対して、回答者中874名中、「本人が現在、同和地区に住んでいる」41.4%、「本人の本籍地が同和地区である」31.8%、「本人の出生地が同和地区である」30.2%、「父母あるいは祖父母が同和地区に住んでいる」25.1%、「父母あるいは祖父母の本籍地が同和地区にある」22.5%、「父母あるいは祖父母の出生地が同和地区である」22.1%、「わからない」20.7%、「本人が過去に同和地区に住んでいたことがある」19.2%、「職業によって判断している」13.5%という回答になっており、上述した3つの要素が混在していること、部落差別の基準は恣意的で曖昧であることが分かって

いる。

このことからは、「自分が部落民であると間違えられないようにするために、間違えられそうなことを避ける」という意識が生まれる。部落内やその近くに住まない、部落出身者と親しくならない、部落出身者と結婚しない、食肉や皮革に関わる仕事を避けるなどという行為が、結果的には部落差別を固定化し、部落を排除することにつながっていくのである。

なぜ、部落を差別するのかという言説にも、「身分が違う」という身分制度由来のもの、「汚い」などという貧困にまつわるもの、「怖い」という部落解放運動への忌避に起因するもの、「不当に特権を得ている」というようなレイシズム的なもの、あるいは、「理由は分からぬけれどみんなが避けているから避ける」というリスク回避を理由とするものなどが混在する。

一方で、「賤民廃止令」(1871年)から今年で136年を経ているにもかかわらず、これまで種々主張し、今般原告らの陳述書を提出して明らかにしているように、部落・部落民に対する差別は厳然として存在し、今もなお大変深刻な実態がある。とすれば、そこでは、「被差別部落とは何か、被差別部落民とは誰か」などを論ずる必要はなく、差別する人の差別する理由を問題にしなければならない。

インターネット上の差別が、上述したような特質を有することからも、差別する側の意識をえぐり出し、差別の連鎖や再生産を防いでいくことが重要になる。

差別は決してなくならないという悲観論や、「寝た子はおこすな」式の考え方で、みんなが黙っていれば差別はいずれなくなるという考え方も、現実に差別を受けている人に対して「差別されても我慢しろ」あるいは「泣き寝入りした方がよい」と言い放つようなものであり、許されるものではない。

2016年12月に施行された部落差別解消法も、その前文で「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する

状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」と理念を示しているように、「現実に存在する差別」という点に立脚しながら、それを解消していくというアプローチが原則的であると同時に現実的でもある。

第2 違法性に関する主張の補充

1 ネットの電話帳（住所でポン）大阪高裁判決

準備書面5で述べたとおり、2015年8月14日、被告宮部は、「ネットの電話帳」に名前・住所・電話番号などが掲載されたことによるプライバシー権に基づく削除請求等を請求する訴訟を京都地裁で提訴された（甲17）。2017年4月25日、京都地裁は、原告の削除請求、差止請求、損害賠償請求を認容する判決をした。2017年11月16日、大阪高裁も同事件について原告の削除請求、差止請求、損害賠償請求を認容する判決をした（甲94）。

大阪高裁判決において特に注目すべきは、当該訴訟及び当該訴訟の仮処分の裁判関係書類をウェブサイト上に掲載したことが違法と判断されたことである（甲94）。

まず、大阪高裁判決は次のように個人情報と行為の定義づけをしている。

本件個人情報①：原告の氏名、住所及び電話番号。

本件個人情報②：原告の氏名、住所、電話番号及び郵便番号。

個人識別情報①：原告の情報に限定しない氏名、住所及び電話番号の情報。

個人識別情報②：個人識別情報①に郵便番号を加えた情報。

本件掲載行為①：被告が「ネットの電話帳」に本件個人情報①を掲載したこと。

本件掲載行為②：被告が特設サイト旧版に、本件個人情報②が記載された本件訴訟ないし本件仮処分事件の裁判関係書類を掲載したこと。

本件掲載行為③：特設サイト現行版に、上記と同様の裁判関係書類を掲載していること。

大阪高裁判決は、本件掲載行為②及び③における本件個人情報②の秘匿の必要があることを次のように述べている。

「訴訟の内容によっては、当事者の個人識別情報②がインターネットによって公開されることにより、当該訴訟に関心を有する不特定多数の者から、多様なアクセスを受けることが容易に想像され、生活の平穏について不安を抱く者がいることもまた容易に想像することができる。したがって、本件掲載行為②及び③において、本件個人情報②は、本人が、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない情報であると認められる。」

また、大阪高裁判決は、本件掲載行為②及び③における本件個人情報②の秘匿の必要性の高さを次のように述べている。

「本件掲載行為①が個人識別情報①を整序したものを掲載する行為であるのに対し、本件掲載行為②及び③は、掲載行為全体としてみたときは、原告個人が、本件掲載行為①について、どのように感じ、どのように考えた上で、本件訴訟の提起に至ったかといった、原告の内面にかかる情報を含む掲載行為である。このため、本件掲載行為②及び③における本件個人情報②は、本件訴訟の主体を特定する情報として、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない程度は高いと考えられる。」

さらに、大阪高裁判決は、裁判の公開（憲法82条1項）との関係でも、本件掲載行為②及び③が違法であることを次のように述べている。

「当事者の個人識別情報②は、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない情報であることは、前記アのとおりである。そして、裁判が公開され訴訟記録の閲覧ができるという制度の下においても、実際に裁判を傍聴し又は訴訟記録の閲覧をするのは、その事件に積極的な関心や問題意識を有している者などに限られる。裁判の公開という制度が存在することと、その公開制度を通じて得ることのできる情報を、インターネット等を通じて不特定多数の者に公開することとは自ずと質的な相違がある。したがって、裁判の公開制度や訴訟記録の閲覧制度が存在するからといって、訴訟に係る情報を、インターネット等を通じて不特定多数の者に公開することが違法性を欠くということにはならない。インターネット等を通じた情報公開は、前記4(2)イのとおり、情報の拡散の程度が飛躍的に高く、削除が容易でないという性質を有するところ、原告が、本件の解決について裁判手続の利用を選択したことによって、当該情報がインターネット等を通じて不特定多数の者に知られることを容認していたとは到底いえない。また、保全事件である本件仮処分事件の申立ては、そもそも、原則として公開を予定していない（民事保全法3条、5条等）のであって、本件仮処分事件に係る本件個人情報②が、日本国憲法82条1項を根拠に、公開が許される情報でないことは明らかである。」

2 本件における被告らの行為

被告官部は、原告らのうち5名（原告組坂繁之、原告片岡明幸、原告西島藤彦、原告藤川正樹、原告宮瀬順子）及び解放同盟が申立人となった本件訴訟に先行する仮処分命令申立事件の陳述書を、自身が管理するウェブサイト上において公開し続けている（甲95）。この被告官部が公開している仮処分申立事件の陳述書は、前記個人申立人5名の全頁であり（甲96～100）、

本件訴訟の甲3～6と同じものである。被告宮部は、本件訴訟の証拠説明書についても自身が管理するウェブサイト上において公開し続けており、2016年4月19日付証拠説明書の甲3～6の部分には、前記個人申立人5名の氏名、立証趣旨なども記載されている。なお、訴状32頁でも述べているように、被告示現舎のホームページには、「陳述書・H28-3-17.pdf」（リンク先URLは <http://files.tottoriloop.miya.be/data/2016/%E6%A8%AA%E6%B5%9C%E5%9C%B0%E8%A3%81-H28-3-22/2016-3-28-%E5%AF%A9%E5%B0%8B%E6%9C%9F%E6%97%A5/%E9%99%B3%E8%BF%B0%E6%9B%8B-H28-3-17.pdf>）という表示で、本訴訟に先行する仮処分命令申立の陳述書（前記個人申立人5名分）のリンクが貼られている（甲27）。

陳述書には、前記個人申立人5名の氏名、出身地、年齢、経歴、部落差別体験等が記載されており、まさにインターネット上で公開されると「当該訴訟に関心を有する不特定多数の者から、多様なアクセスを受けることが容易に想像され、生活の平穏について不安を抱く者がいることもまた容易に想像することができる」情報である。しかも、本件訴訟が、名誉権、プライバシー権、差別されない権利等の人格権に基づいて被差別部落所在地情報の削除を求めていていることから、前記個人申立人5名の陳述書に記載された出身地や被差別体験等の情報が、部落差別を助長する情報として、「自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくない程度は高い」ことは明らかである。

したがって、被告らは、本件訴訟ないし本件仮処分事件の陳述書等の裁判関係書類を掲載し続けていることにより、さらなる名誉権、プライバシー権、差別されない権利等の人格権侵害を発生させているといえる。

3 結論

このように被告らは、「全国部落調査」や「部落解放同盟関係人物一覧」で被差別部落所在地情報や原告らの個人情報を晒すという違法行為に加え、

司法救済を求めている原告らの陳述書等を公開し、さらに部落差別を助長させている。司法救済を求める者にさらなる権利侵害を発生させる行為は、司法救済の途を断ち切らせかねない悪質な行為であり、司法制度そのものに対する挑戦ともいえる。

よって、被告らの行為の違法性は極めて高い。

第4 損害に関する主張の補充

1 被告宮部が原告らのプライバシーを侵害する挑発行為を繰り返していること

被告宮部は、「部落解放同盟関係人物一覧」において、原告らの承諾なくその住所氏名及び電話番号を掲載したのみならず、さらなる挑発行為を行い、原告らのプライバシー権を侵害し続けている。

(1) 「部落解放同盟関係人物一覧」の記載を利用し、原告らに電話をかけたこと

被告宮部は、「部落解放同盟関係人物一覧」に一方的に電話番号等の情報を掲載された原告らに対し、自ら電話をかけ、その経過を茶化した文章でツイッター上で報告した（甲101）。

被告宮部は、2016年（平成28年）4月8日のツイートで、「片岡明幸は電話帳に載っていて、実際に電話したら本人が出てきました。もちろん怒られましたが」などと記載し、被告宮部が「部落解放同盟関係人物一覧」において原告片岡の電話番号として記載されている番号に電話をしたことを認めている。同様に、被告宮部は、原告片岡以外にも原告官瀬、原告組坂など少なくとも2名に対し、同様の行為を試みたことを自認している。

被告宮部は、かかる行為をツイッターを通じてインターネット上で宣伝しており、同様に原告らに対していたずら電話などを掛ける行為を推

獎しているのである。

被告宮部のかかる行為は極めて悪質であり、単に「部落解放同盟関係人物一覧」のデータをインターネット上でばらまいただけにとどまらない被害を生じている。

(2) 被告宮部は原告片岡の親族宅を無承諾で訪問したこと

しかも、被告宮部は原告片岡の親族宅を無承諾で訪問している。被告宮部は、関連事件（原告片岡が債権者となって被告宮部の保有不動産に仮差押えを求め認められた事件）における保全抗告理由書において、原告片岡の親族宅を無承諾で訪問したことを明け透けに記載し、インターネット上で同書面のデータをばらまいている。

このように、被告宮部は原告らの住所氏名をインターネット上に無承諾で公開するにとどまらず、わざわざ一部原告の親族宅にまで無承諾で訪問し、その経過を準備書面に記載してインターネット上で公開するに及んでいるのであって（公開された準備書面において、親族の下の名前と会社名は伏字となっているが、他の情報から容易に特定が可能な状態の記載のまま、公開されている）、その行為は極めて悪質である。

部落差別に対する解放運動を行うにあたっての困難の1つは、解放運動に立ち上がった当の本人に対する差別以外に、その親族に対する差別的言動が発生する可能性が極めて高いことがある。立ち上がった本人に対して差別的な言動がなされたとしても、当人はかかる部落差別が不当なことであり、差別している人間こそが卑しい人間であることをわかっているから十分に対応可能である。また、かかる実情があるため、そもそも立ち上がった本人に向けて直接差別的言動を行う人間も少ない。

しかし、立ち上がった本人の親族が全て、立ち上がった本人と同じ考え方を持っているわけではない。「自分が運動に立ち上がったために、親

族が差別を受けることは極めて残念であり、歯がゆい限りだ」という意識が、過去幾多の解放運動に対する軛となってきた。

被告宮部は、原告らを攻撃するだけでは飽き足らず、原告らの親族にまでその触手を広げ、そのことによって原告らを挑発し、動搖させようとし、攻撃するという、極めて卑劣な方法を取っている。

(3) 本訴において原告片岡が法廷で原告意見陳述を行ったことに反発し、被告宮部の本訴における準備書面において原告らを名指しで非難し、かつ、当該準備書面をインターネット上で公開していること

被告宮部は、本訴において原告片岡が法廷で原告意見陳述を行ったことに反発し、被告宮部の本訴における準備書面において原告片岡を名指しで非難し、かつ、当該準備書面をインターネット上で公開している
(甲102)。

当該書面において被告宮部は、原告片岡の意見陳述の内容に全て難癖をつけ、原告片岡に対して「屁理屈を並べる差別主義者である」「度量がない」「解放同盟の幹部がいかに非常識で、異常・異様な思考をしているのか如実に示すもの」などと口を極めて罵り、準備書面として許される範囲を完全に逸脱した記載を行っている。

2 インターネット上で公開された「部落解放同盟関係人物一覧」情報を利用したと思われる傷害事件の発生

(1) 部落解放同盟三重県連合会などを標的としたカッターナイフ・アイスピック・ナイフ等を封入した封書が連續して郵送されたこと

2017年3月から5月にかけて、解放同盟関係者等を標的として、カッターナイフ・アイスピック・ナイフ等を封入した封筒が送りつけられ、開封した原告組坂（部落解放同盟中央本部委員長）が怪我をすると

いう事件が発生した（甲103）。

同記事が指摘するとおり、原告組坂が怪我をしたカッターナイフ入り封筒の他にも、8件もの凶器入り封筒の送付が行われている。

最初の事件は、アイスピック入りの封筒が部落解放同盟三重県連合会に郵送された事件である（甲104）。封書には「なんでそんなにトロいんですか？エタだから？」「いい加減身分相応に牛殺しなりゴミ集めやら汲み取りにでも就職させろや」「お前らと一緒に低脳なんだから 朝鮮人にもシナ人にも劣ったカースト最底辺」などの、差別意識丸出しの「脅迫状」とともにアイスピックが同封され、封書の宛先は架空人の住所氏名が記載され、差出人が部落解放同盟三重県連合会となっており、封筒には切手が貼付されていなかった。

つまり、郵便局において、宛先不明かつ切手未貼付であることから差出人として記載されている部落解放同盟三重県連合会に封書が「返送」されることを予期した、悪質な犯行であった。

続いて、同様に、宛先を「山端忠義 殿」、差出人を部落解放同盟三重県連合会とする切手未貼付の封書が部落解放同盟三重県連合会に届いた。封書の中には「平民さまの前でとろとろやっていたら本部まで潰しに行くぞ」などの記載がある「脅迫状」と大型のアイスピックが同封されていた。これも、切手未貼付の扱いで差出人として記載されている部落解放同盟三重県連合会に封書が「返送」されることを予期した、悪質な犯行であった（甲105）。

これらの犯行は最終的には、部落解放同盟中央本部委員長である原告組坂へのカッターナイフ入り封書の送付にまで行き着くのであるが（現在捜査中につき詳細は控える）、合計9通の封書の中で、差出人あるいは宛先として「山端忠義」名義の記載のある封筒が2通存在した。

(2) 「山端忠義」氏の住所などは公開されておらず、情報の入手先は「部落

解放同盟関係人物一覧」である可能性が極めて高いこと

ところで、「山端忠義」氏は、部落解放同盟三重県連合会の元委員長であるが、同人は健康を害してすでに死去しているほか、委員長としての在任期間も4年と短い（しかも、うち約1年は病気療養により執務していない）。

そのため、同人が部落解放同盟三重県連合会の役職者であり、かつ、一連の凶器入り封筒の送付事件において表示された住所に居住していることを知る者は非常に限られる。

したがって、2017年3月から5月にかけて発生した一連の凶器入り封筒の送付事件において、宛先及び差出人表記に利用された「山端忠義」氏の住所氏名は、被告宮部がインターネット上で公開した「部落関係関係人物一覧」上に記載された住所氏名の情報を利用した可能性が極めて高い。

被告宮部の行為をきっかけとして、現実に、傷害事件まで発生しているのである、「部落解放同盟関係人物一覧」が、単に特定人の住所・氏名・団体における役職等とされる情報を記載するだけではなく、特定人に対して犯罪者呼ばわりしたり、誹謗中傷に及ぶ記事も多数記載されていることを考えると、今後、差別意識を煽られた人物が同様の事件を引き起こす可能性も極めて高い状況にある。

3 被告らの行為に基づく損害は極めて多大であること

(1) 名誉毀損に関する裁判例における賠償額が高額化していること

わが国における名誉毀損に対する民事賠償額は低額にすぎると言われていたところであり、その旨の意見は、古くは最高裁昭和61年6月1日判決（北方ジャーナル事件）における大橋補足意見に「わが国において名誉毀損に対する損害賠償は、それが認容される場合においても、

しばしば名目的な低額に失するとの非難を受けているのが、実情と考えられるのであるが、これが本来表現の自由の保障の範囲外ともいべき言論の横行を許す結果となっているのであって」と指摘されているところである。

この大橋補足意見の後も、長らく低額な賠償額のみ認容される時代が続いたが、2000年代に入り、次第に賠償額が高額化した。

具体的には①横浜地裁平成13年10月11日判決（鎌倉市長が垂れ幕で名誉を毀損された例。1650万円認容）、②東京高裁平成13年12月26日判決（プロ野球選手のトレーニングに関する週刊誌記事。600万円認容）などを嚆矢として、類例は枚挙に暇がなく、現在では名誉毀損事件における賠償額が数百万円程度となるのはむしろ普通のケースである。

これらの賠償金額の高額化は、名誉毀損等における人格権侵害の深刻さが次第に認識されるようになった結果と言える。

例えば、東京高裁平成13年7月5日判決は「近時においては、国民の人格権に対する重要性の認識やその社会的、経済的価値に対する認識が高くなってきており、人格権の構成要素である名誉権、肖像権、その肖像、氏名、芸名及び人格的イメージの商業的利用価値及びプライバシーの権利の保護やそれらの侵害の補償についての要求も高くなっている。…過去の名誉毀損等による損害賠償請求事件の裁判例の慰謝料額に拘束されたり、これとの均衡に拘ることは、必ずしも正義と公平の理念に適うものとはいえない」と述べて、名誉権に限定せず、プライバシー権を含む人格権侵害における被害の深刻さに見合うだけの損害賠償額が妥当であることを指摘している。

（2）プライバシー権侵害における賠償額も高額化する傾向にあること

名誉権とともに人格権の中核的な地位を占めるプライバシー権侵害においても、賠償額は高度化する傾向にある。

プライバシー権侵害の場合、過失または第三者の行為により単に個人の氏名・住所等の情報が流出した場合の賠償額は、未だ数万円程度にとどまっているのが実情である。

しかしながら、単に住所氏名等の流出にとどまらず、流出した情報が秘匿性の高いものである場合や、流出した情報により身体・生命に対する危険が生じうる場合には、賠償額も高額化する。

例えば、東京地裁平成25年9月11日判決は、イスラム教徒である原告らが、被告たる国及び東京都に対して、公安当局による不当な監視を受けて個人情報を収集されたこと、及び、その捜査情報等を被告らがインターネット上に当該個人情報等を流出させたことを理由に1100万円の損害賠償を求めた事件に対し、「本件流出事件が原告らに対し与えたプライバシーの侵害及び名誉毀損の程度は甚大なものであったと言わざるを得ない」などと評し、原告らに対し1名あたり550万円（原告1名に対しては220万円）の損害賠償を認めた。この判決は上級審で確定している。

あるいは、東京地裁平成18年11月7日判決は、原告が、被告らが発行するメールマガジンなどにおいて、原告が準強姦事件に関与された旨の記事等を掲載されたことに対し損害賠償を求めた事件において、「氏名、電話番号、メールアドレス、現在及びかつての勤務先、所属部署、学歴は、社会生活上、一定の範囲の者には当然に了知されてしまうものではあるが、…こうした情報を悪用等されないように、自己の欲しない他者に対しては、これをみだりに開示されたくないと欲することは自然なことであり…こうした事柄を第三者に公開した被告の行為は、いざれもプライバシー権侵害として不法行為を構成する」などと評し、被告ら

に対し、その態様に応じて165万円から220万円の損害を賠償するよう判断した。

個人情報の漏えいにより生命・身体の危険を生じさせたケースについて、いわゆる「逗子ストーカー殺人」事件の被害者遺族は、被害者の住所を漏えいした市役所公務員の行為に対して、国家賠償請求訴訟を起こしているが、その請求額は1000万円である（甲106）。なお、この事件において、市役所公務員から被害者の住所を開き出した探偵業者は、身元調査に応じて調査対象者が部落出身者か否かを回答していた、いわゆる「プライム事件」で摘発された個人情報の闇ルートに関わる業者であった（甲107）。

同様のストーカー殺人事件である桶川ストーカー殺人事件をめぐる国家賠償請求訴訟では、県に対し操作対応の不手際などを認め550万円の賠償が命じられている（さいたま地裁平成15年2月26日判決。ただし、純粹なプライバシー権侵害のケースではない）。

（3）本件における流出情報は秘匿性の高いものであり、かつ、生命身体に対する危険も現実に生じている

本件において被告らが出版及びインターネット上における記事によって公開した（しようとした）情報は、単に原告らの住所氏名だけではない。原告らが被差別部落の出身者であること、部落解放同盟の役職者であることなどの情報も公開されており、かつ、部落解放同盟関係人物一覧の他の人物に関する記載には、犯罪者であるといった類の誹謗中傷が数多く書き込まれていた。

公開された「部落解放同盟関係人物一覧」には、冒頭に、「『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇つてください。エタではなく非人・雜種賤民系の方々や、えせ部落民の

方々も混ざっているようですが」などと、同記事に掲載された多数の人物を侮蔑・差別する文言が掲載され、ことさらに差別を煽る形態の記事となっていた。

部落差別を引き起こす情報については、行政や民間において秘匿する扱いが徹底されている。

例えば、「元穢多」などの記載が残る壬申戸籍は法務省において厳密保管の扱いとされており、部落地名総鑑事件において回収された各種の「地名総鑑」は、法務省などが回収の上、焼却処分とされている。

また、日本における主要なインターネット関連事業者が加入する①一般社団電気通信事業者協会、②一般社団テレコムサービス協会、③一般社団日本インターネットプロバイダー協会、④一般社団日本ケーブルテレビ連盟の通信関連4団体は、共同で、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を制定しているが、同条項の第1条は「禁止条項」として「契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします」「(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を禁じている。

同モデル条項の「解説」は、「他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます」として、

- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(*) を含むいわゆるヘイトスピーチ
- 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」を明示しており、インターネット上で部落差別を引き起こす情報を流通させないとの扱いを徹底しようとしているところである。

本件において被告らが「復刻版 全国部落調査」の発行を強行しよう

とし、実際にインターネット上でデータをばらまいた当時、被告らは、「復刻版 全国部落調査」について「部落地名総鑑の原典」などと宣伝した。つまり、部落地名総鑑事件の際、「地名総鑑」は回収され現在では入手困難であること、及び、「復刻版 全国部落調査」のデータを入手すれば各種「地名総鑑」を入手したのと同様の差別情報を入手することになる旨、宣伝に努めたのである。このように、被告らは（単なる過失ではなく）故意に、差別を利用してもらいたい旨の意思を表明しながら部落差別につながる個人情報をばらまいたのである。

そして、実際に、被告らがインターネット上でばらまいた「部落解放同盟関係人物一覧」の記事情報を利用して、部落解放同盟関係者に対しカッターナイフ・アイスピック・ナイフなどを同封し、陰湿な差別文言を多数記載した「脅迫状」が送付され、現実に傷害結果を生じるに至っている。

このように、被告らの行為は故意行為であり、被告らがばらまいた個人情報は強く秘匿が要請される情報であり、被告らがばらまいた個人情報を利用して現実に犯罪が生じるに至っているのである。

したがって、被告らの責任は極めて重いことは言うまでもなく、相応の賠償が課されるべきケースであることは多論を要しない。

（4）差別されない権利の侵害に対し、高額の賠償が認められるべきである

本件における被告らの行為は、単に原告らの住所・氏名等を公開したというにとどまらず、差別を煽る行為であることはすでに明らかであるところ、差別を煽る行為に対しては、被害者が人格の中核部分に甚大な被害を被ることから、相応の賠償が認められるべきである。

インターネット上の「保守速報」と題する掲示板において、在日朝鮮人の女性に対し、「朝鮮の工作人」「日本から叩き出せ」などの記事を掲

載した事件に対し、大阪地方裁判所は、平成29年11月16日、「朝鮮の工作員」などの表現は社会通念上許される限度を超えた侮辱にあたり、「日本から叩き出せ」などの表現は「日本の地域社会から排除することをあおるもの」と認定し、200万円の賠償を命じる判決を言い渡した（甲108）。

また、在特会が徳島県内の労働組合を標的に執拗な街頭宣伝を繰り広げ、その様子を録画した映像をインターネット上で公開した事件において、高松高裁平成28年4月25日判決は、「インターネット上に公開された映像は、例え当該動画サイトから削除されたとしても、これを閲覧した者によりデータが保存され、繰り返し再生することが可能となることは容易に想定でき、被害者に大きな精神的苦痛を与える」と判示して約330万円等の損害を認めており、「ミラーサイト」なるインターネット上のホームページにおいて、未だ「部落解放同盟関係人物一覧」のデータが公開され続けている本件に関しても参考となる。

本件における被告らの行為も、原告らの住所・氏名等とされる情報を公開しただけにとどまらず、原告らが被差別部落の出身者であることも明らかにしたものであって、かつ、「部落解放同盟関係人物一覧」の冒頭には「『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雜種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」などと、ことさらに部落差別を煽る文言を掲載しているなど執拗で、部落差別を引き起こす情報を公開する行為の中でも極めて悪質な部類に属する。

したがって、人格権を構成する差別されない権利の侵害として、相応の賠償が課されるべきケースであることは明白である。

以上

平成28年(ワ)第12785号 第17680号 第28219号 損害賠償等請求事件

原 告 部落解放同盟 外247名

被 告 示現舎合同会社 外2名

証拠説明書9 (甲85~93)

2017(平成29)年12月25日

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 河村 健夫



同 山本 志都



同 指宿 昭一



同 中井 雅人



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲85	陳述書	原 2017年12 本 月17日	松島幸洋	本件に関する事情全般	原告番号29
甲86	陳述書	原 2017年12 本 月17日	高橋康雄	同上	原告番号42
甲87	陳述書	原 2017年12 本 月17日	松岡克己	同上	原告番号46
甲88	陳述書	原 2017年12 本 月17日	塩谷幸子	同上	原告番号84

甲 8 9	陳述書	原 2017年12 本 月17日	田村賛一	同上	原告番 号 8 9
甲 9 0	陳述書	原 2017年12 本 月17日	下吉真二	同上	原告番 号 1 3 7
甲 9 1	陳述書	原 2017年12 本 月17日	川口泰司	同上	原告番 号 1 6 4
甲 9 2	陳述書	原 2017年12 本 月17日	安永勝利	同上	原告番 号 1 9 8
甲 9 3	陳述書	原 2017年12 本 月17日	山口敏樹	同上	原告番 号 2 1 4